



## 地域社会へのインクルージョンと暮らしの場

# グループホーム制度30年と今後の課題

伊藤 成康

**要旨** グループホーム制度30年を迎える。利用者数も入所施設を抜いた。障害者が地域で家庭的な生活を築く画期的な事業であったが、当初は安上がりで貧弱な制度設計で始まった。障害の重い人の利用は厳しかったが、関係者の行政への運動の積み重ねで制度も前進し、各地で実践を高め、重度の障害の人も含めた暮らしの場を目指して、着実に発展をしてきた。暮らしの場を必要とする人はますます増え、そのニーズを受け止めるとともに、障害者の豊かな暮らしの場としての支援の質を高めようとする関係者の努力も各地で進んでいる。グループホームは、今後、さらに地域ネットワークを構築し、職員の専門性を高め、誰もが安心して暮らせる場として発展させなければならない。より障害の重い人、医療的ケアや強度行動障害の人も、高齢化しても安心して暮らせる場に向けた制度設計が求められる。

**キーワード** グループホーム、障害者の暮らしの場、共同生活、暮らしの質

## 1 はじめに

人が生きていくためには、「衣食住」の三つの要素が欠かせない。また、人が暮らすためには、「どこで、だれと、どのように」暮らすのかが、人生においてもとても大切な要素である。暮らし方のひとつに「単身生活」もあるが、その場合でも誰とどう関わって暮らすのかが重要である。多くの人は誰かと心を通わせ「独りぼっち」ではない暮らしを望む。人は誰かと関わりながら生きていく。そういう意味でも、グループホームは「人と一緒に暮らす心の拠りどころ」でありたい。

家族や恋人以外の人と一緒に住む暮らしの様式も様々である。最近では「シェアハウス」というまったくの他人と一緒に暮らす新しい生活形態をとる人もいる。実は、家族と暮らす方がいろいろと気を遣うことがあるのかもしれない。

いとう しげやす  
きょうされん大阪支部グループホーム部会

高齢になり、介護が必要になって利用する特別養護老人ホームなどの高齢者施設も、赤の他人との生活である。最近では個室もあるが、まだまだ数名一室も多い。家族の負担を考えてやむなく選ぶ人もいる。でも、多くは自分で決めて入居する。中には、かたくなに拒否する人もいる。

障害者はどうだろう。自分の暮らしを頑固に貫き通せる障害者は数少ないのではないか。家族との同居が難しくなれば、入所施設やグループホームを選ばざるをえない障害者は多い。

障害者権利条約の第19条では、「自立した生活及び地域生活への包容」「他の者との平等や住まいを選択する権利」として、障害のない人と同等の生活の保障を大前提としているが、障害者が「自分の暮らしは自分で決める」ということはまだまだ厳しい。障害があるがゆえに、その選択の幅が非常に狭くなっているのも事実である。

グループホームは障害者の暮らしの場として確実に増え続け、制度化されて30年目を迎えた2019年度末には施設入所支援の利用者数を追い越し13万人台となり、家族同居に次ぐ暮らしの

形態となった。今後も希望する人たちが多く見込まれ、障害者の暮らしを支援する要の事業となつた。

しかし、グループホームの制度は毎年のように変更されるので、障害者も支援者も翻弄されてきた。その30年の足取りを追い、事業の発展の内容とどんな役割を果たし、障害者の暮らしはどう変化したか、支援者の立場で考察して、今後の障害者の暮らしのあり方を探りたい。

## 2 30年の制度の足取り

1989年に国の一制度としてスタートしたグループホームは、「精神薄弱者地域生活援助事業」という名称で、知的障害者の地域での小規模共同居住として、全国の障害関係者の大きな期待を受けての登場となった。

地域での障害者の小規模な共同生活の場は、1960年代からすでに始まっていた。日本で最初の知的障害の人たちの民間下宿「はちのす寮」(1962年、愛知)は、グループホームの前身と言える。この時期、少人数の障害者が地域で同居し共同生活をする取り組みは全国各地で様々なに始まった。先駆的な「なづな園」(1962年より始まったなづな寮が前身、1979年に改称、長崎)、信楽青年寮の共同ホーム(1962年的小西寮から始まり、1982年に県の補助開始、滋賀)、ゆたか福祉会の鳴尾寮(1982年、愛知、後に福祉ホーム)等、いずれも制度外で始まり、地方行政の補助金等を受けて障害者の暮らし支援を続けてきた。

国の制度における暮らしの場としては、1971年に制度化された「精神薄弱者通勤寮」がある。就労している知的障害者を対象として2年の利用を目途にした自立訓練的役割があつたが、現実には単身の自立生活は厳しく、長期利用も多かつた。

1980年代は「精神薄弱者福祉ホーム」(1979年)と「身体障害者ホーム」(1985年)が都市部の各地に開設されるが、補助金が少なくヘルパー支援を入れている事業所も多い。その後、グル

ープホームへ移行したり、現在も自治体の補助で運営している事業所もある。

### (1) 創生期(1989年～1995年)

1989年、私は勤務するさつき福祉会(大阪府吹田市に拠点を置く)の上司から「仲間(利用者)の暮らしの場をつくってほしい」と言われ、どういった場をつくればよいのか悩んだ。就職して7年目を迎える30歳過ぎの頃であった。

障害の重い人の暮らしは、家族と一緒に暮らす以外には、入所施設が当たり前の時代であった。むしろ、暮らしの場としてはそれしかなかった。しかし、法人のある吹田市は「生活施設は広域的に複数の市町村で進める事業であり、市単独としては支援できない」という姿勢を貫いてきたので、家族からの「親亡き後の施設」への強い要望がありつつも現実的に入所施設開設はとても厳しかった。そこへその年グループホームの制度がスタートしたので、私たちはそこにとびついた。

制度開始時、全国で100ヶ所がスタートし、一般就労の人のみ入居と決められていたが、制度3年目には作業所等の福祉的就労が認められた。定員は4～7人で2名1室も認められていた(後に1人4畳半以上の個室利用となる)。生活面は世話人が支援し、生活施設がバックアップ施設となることとしていたが、大阪府等、通所施設も認める自治体もあった。

当時はたいへんお粗末な制度であった。建物の基準はほとんどなかったので貧弱な住宅環境のホームも多く、世話人の役割はあってもその配置基準もなく、年間180万円程度の補助金は国家公務員臨時非常勤1名分人件費にも満たず、とても夜間支援職員を配置できるものではなかった。補助金はその後年々増額していく、正規職員を配置する事業所も増えていくこととなった。

私は不動産屋を何十軒も回り2年をかけてついに住宅を見つけ開設した。しかし、運営は大赤字で、地域のお祭りで仲間と一緒に資金づくりのカレー販売をした記憶がある。

1993年には精神障害者のグループホームも